

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2023年10月16日(月)までに個別通知

提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40点
- ② 対象国・地域での業務経験 8点
- ③ 語学力 16点
- ④ その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務経験の分野	酪農振興に係る各種調査
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

スリランカ民主社会主義共和国（以下、「スリランカ」）は、2019年以降、同時テロ事件や新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により外貨獲得に重要な観光業が大きな打撃を受け、これをはじめとする複数の要因に基づく経済の低迷から、2022年4月にはスリランカ政府が公的債務の返済の一部停止を発表するなど、戦後最大ともいわれる経済危機に陥った。スリランカは資源が乏しく多くを輸入に頼っているため、外貨不足によって、燃料や食料などの深刻な物資不足や激しいインフレーションが起こり、一時前年比90%増（食料）まで高騰した。なかでもスリランカの人口のおよそ80%を占める地方部住民にとって、牛乳・乳製品は伝統的に重要な栄養源である。しかし、スリランカの生乳生産効率は極めて低く、経済危機以前から、その自給率は35～40%にとどまっていた。そのため、年間USD300～400万相当の牛乳・乳製品を輸入していたが、外貨不足から輸入が減少し、牛乳・乳製品の安定供給が困難になっている。2022年6月以降、価格高騰により牛乳・乳製品の消費が約半分に落ち込む（WFP 2022）中、国内での増産が喫緊の課題となっている。

スリランカ政府は牛乳の生産性を向上させるため、人工授精を通じた改良増殖などを行っているものの、十分な成果は出ていない。地方部では乳牛が多く飼育されているが、適切に繁殖・飼育管理がなされておらず、乳産出能力を十分に活用できていない。特に脆弱層の多い地域である北部州・東部州・北中部州には多数の乳牛が飼育されているものの、頭数に見合った量の牛乳が生産されていない。スリランカの1頭当たりの年間乳産出量は703.4L/頭（世界平均は2,500L/頭: FAO 2019）と非常に少なく、牛乳・乳製品の供給を向上させるためには、人工授精の更なる活用を含めた生産性向上の方策が求められている。

加えて、地方の小規模酪農家（多くは兼業）は、牛乳を生産したとしても、限られた生産量、低い質（衛生面含む）、市場アクセスへの困難から、十分な収入を得ることができていない。酪農を振興するためには、生産面のみならず、牛乳・乳製品の加工・販売・流通における課題を改善することも求め

られている。

本調査は、スリランカにおいて酪農振興のための課題を特定し、無償資金協力や技術協力プロジェクトを中心とした JICA の協力量針を検討するために、情報を収集・確認することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、JICA 南アジア部・経済開発部・スリランカ事務所等と協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の情報の収集・整理を行い、スリランカにおいて比較的規模の大きい専業酪農家が多い地域（中央州、北西部州）及び小規模酪農家が多く在住する地域（北西部州、北部州、東部州）において、酪農振興とそれを通じた小規模酪農家の生計向上にむけた課題を抽出し、当該分野における今後の JICA の中長期的な協力量針に対して提言を行う。特に、牛乳生産・流通改善を目的とした無償資金協力を念頭に、案件の形成に必要な情報の収集を行い、具体的な協力内容を提案する。

なお、本調査に先立ち、ローカルコンサルタントによる人工授精に係る取り組みを中心とした酪農セクターの基本情報収集調査（実施時期 2023 年 9 月上旬～10 月下旬）を実施しており、以下（2）③ についてはローカルコンサルタントの調査結果も参考として活用可能。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1） 国内準備期間（2023 年 10 月下旬～11 月上旬）

- ① スリランカの酪農振興に係る情報やこれまでの我が国の協力の成果・教訓を把握（関連報告書等の資料・情報の収集・分析の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査項目案（調査先、期間を含む）、業務計画及び報告書目次案と、スリランカ側関係者に対し質問票（案）（英文）を作成する。
- ② JICA 関係部との打ち合わせに参加し、現地における業務内容を整理する。
- ③ 対処方針会議を開催する。

（2） 現地業務期間（2023 年 11 月上旬～2023 年 12 月上旬）

- ① JICA スリランカ事務所等との打合せに参加し、調査計画について説明を行う。

- ② スリランカ側関係者（関係省庁、地方行政機関、民間企業、酪農家等）との協議及び現地調査を実施する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
- ア) スリランカにおける酪農振興関連行政の概要に関し、既存調査結果を活用し分析する。必要に応じて追加で情報収集する。
- 国家開発計画、酪農振興関連政策・戦略・計画など上位計画や関連計画。
 - 酪農関連法規、酪農に係る関連機関の組織体制、予算配賦・執行状況、財政状況、人的資源（部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験）、業務状況に関連するデータ
 - 関係各部門間の連携体制（事業実施に必要な各種意思決定に関する責任分担、協議体制等）、モニタリング体制
 - 他援助機関による酪農振興に係る支援実施状況と課題・教訓
- イ) スリランカにおける乳用牛の改良増殖の現状を分析し、課題を抽出する。
- 畜産衛生局、人工授精センター（クンダサーレ及びポロンナルワ）の現状と課題（現存資機材、維持管理体制（維持管理計画の策定、予算配賦、点検・保守工事実施主体等）、不足する資機材の需要、資機材活用の技術レベル、人員体制等）
 - 畜産研究所等における人工授精技術や凍結精液生産技術研究の現状と課題
 - 人工授精実施体制の現状と課題
 - 州及び県の畜産衛生局の現状と課題（現存資機材、維持管理体制（維持管理計画の策定、予算配賦、点検・保守工事実施主体等）、不足する機材の需要、資機材活用の技術レベル、人員体制等）
- ウ) スリランカにおける牛乳・乳製品生産・加工・流通・販売に関連する現状を分析し、課題を抽出する。
- 酪農家の状況（酪農家数や乳牛頭数、飼育方法・環境、生計状況、酪農に関する社会規範・慣習、男女の作業分担等）
 - 酪農家の組織化、酪農組合の現状（数、制度、ルール、組織化

率、規模、男女比)と課題

- 乳量増加を目指すうえでのボトルネック(人工授精サービスへのアクセス、その他獣医サービスへのアクセス、飼養管理等)
- 酪農関連資機材の需要(種類、需要量等)
- 民間酪農企業(Milco 社含む)の概況(数、取扱い量、売り上げ、生産コスト、使用する資機材とその調達・維持管理体制等)と直面する課題

エ) 上記イ)およびウ)で抽出された課題の解決に資する機材を念頭に、スリランカにおける日本製酪農関連資機材の優位性(価格、機能、品質、サービス等)と現地での流通、サービス体制を確認した上で、導入の可能性について検討する。

オ) スリランカの牛乳生産・流通効率の改善を目的とした無償資金協力により酪農関連資機材の整備を行う場合の必要な種類と台数について抽出し、その理由や妥当性について分析するための情報を収集する。また、それら機材を活用する機関の人員、予算等を含む維持管理体制につき、上記イ)を踏まえて確認する。

カ) スリランカにおける酪農振興及びそれを通じた小規模酪農家の生計向上に向けた JICA の中長期的な協力量案を検討する。

キ) スリランカ側関係機関と協力量案案について協議する。

- ④ 担当分野に係る現地調査結果を JICA スリランカ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2023年12月上旬~2023年12月中旬)

- ① スリランカにおける酪農振興に係る JICA の協力量案案を提案する。
- ② 帰国報告会を開催する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書(和文)

2023年12月15日(金)までに提出。

調査結果に係る報告書(和文)を添付し、電子データをもって提出する

こととする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-2023年4月追記版）」（以下同じ）の「X. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、以下を標準とします。

日本⇄コロンボ

日本⇄シンガポール⇄コロンボ

日本⇄クアラルンプール⇄コロンボ

日本⇄バンコク⇄コロンボ

日本⇄香港⇄コロンボ

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2023年11月4日～12月3日を予定しています。

JICA 職員等が調査に参团する可能性がありますが、全日程同行することはありません。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

現時点でスリランカ入国時はワクチン接種証明書や PCR 検査は不要とされています。

② 現地での業務体制

通訳者

③ 便宜供与内容

JICA スリランカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：なし
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上：あり（日・シンハラ／タミルまたは英・シンハラ／タミル）
- オ) 現地日程のアレンジ：なし。本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則コンサルタントが行うことを前提とするが、調査開始時において、JICA スリランカ事務所は、主たる関係機関である農業省畜産衛生局へ調査内容・実施スケジュールを通知し調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、農業省畜産衛生局及びその他関係機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施の協力を行う。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 南アジア部南アジア第三課から配付しますので、4rtd3@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ JICAスリランカ事務所雇用ローカルコンサルタントによる調査 (Recommendation on Potential Equipment for Boosting Milk Production) の業務指示書及び調査票
 - ・ 北部州酪農開発プロジェクト詳細計画策定調査報告書
 - ・ 北部州酪農開発プロジェクト業務完了報告書（第1期）
- ② 本業務に関連する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ 「スリランカ民主社会主義共和国小規模酪農改善プロジェクト終了時評価」 <https://libopac.jica.go.jp/images/report/12148383.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対

策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上